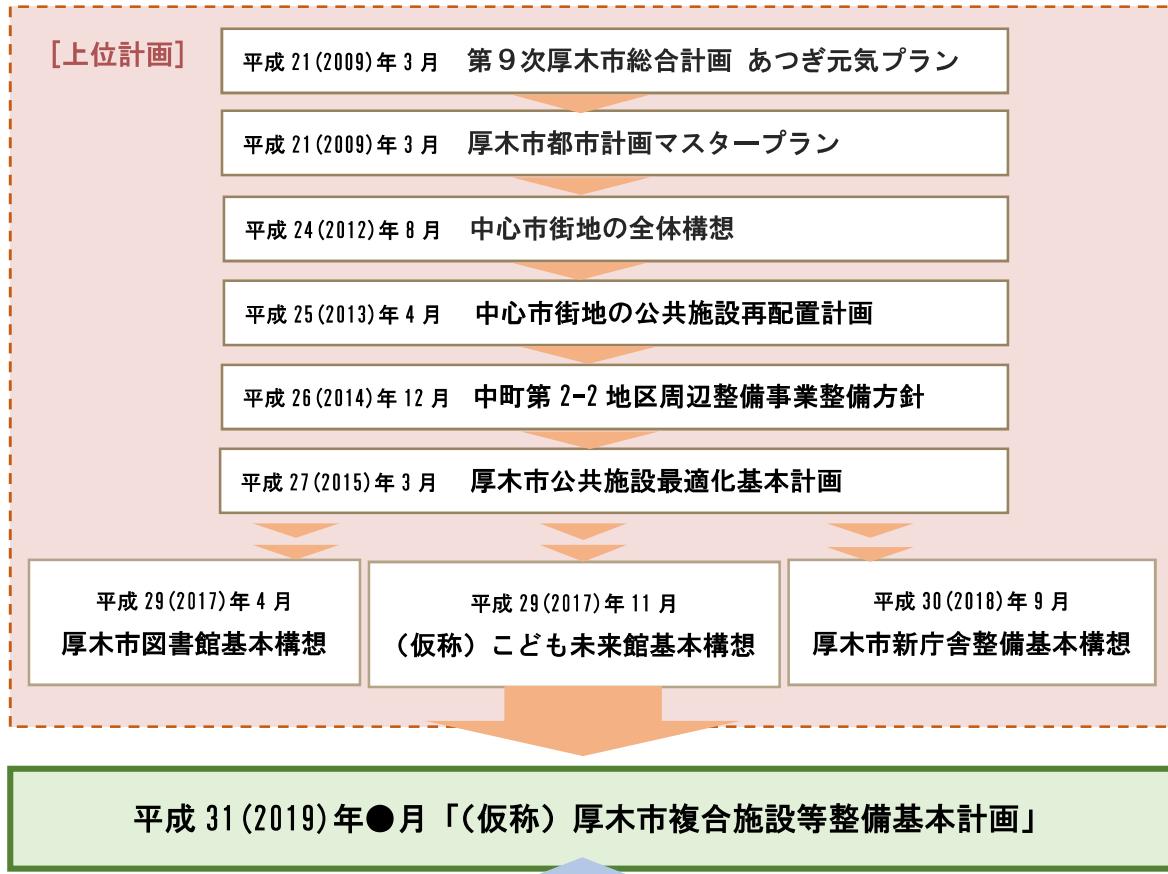


複合施設等の整備に関する関連計画（案）

1 基本計画の位置付け



[関連計画]	
平成 16(2004)年 5月	都市再生特別措置法 - 都市再生緊急整備地域の指定
平成 21(2009)年 9月	厚木都市計画都市再開発の方針
平成 22(2010)年 3月	厚木市景観計画
平成 23(2011)年 10月	厚木市公共建築物の長期維持管理計画基本方針
平成 26(2014)年 3月	厚木市公共施設における木材の利用の促進に関する方針
平成 26(2014)年 3月	あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画
平成 28(2016)年 3月	本厚木駅周辺地域 都市再生安全確保計画
平成 28(2016)年 3月	厚木市地域防災計画
平成 29(2017)年 3月	厚木市商業まちづくり計画
平成 29(2017)年 3月	厚木市地球温暖化対策実行計画
平成 30(2018)年 3月	第8次厚木市道路整備三箇年計画

※関連計画追加予定

2 上位計画

(1) 第9次厚木市総合計画 あつぎ元気プラン（平成21(2009)年3月）

「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」を将来都市像に、にぎわいあふれる、快適で利便性の高いまちづくりを位置付けています。

(2) 厚木市都市計画マスターplan（平成21(2009)年3月）

「魅力ある安全・快適な拠点性の高い交流のまち 厚木」を実現するため、「魅力ある機能が充実するまちづくり」、「安全で快適なまちづくり」、「ふれあいの場と水と緑のあるまちづくり」をまちづくりの方針として位置付けています。

(3) 中心市街地の全体構想（平成24(2012)年8月）

「魅力ある安全・快適な拠点性の高い交流のまち」を目指し、まちづくりのテーマとして「歩いて楽しいまち」を位置付けています。

(4) 中心市街地の公共施設再配置計画（平成25(2013)年4月）

中央図書館、子ども科学館を始めとした本厚木駅周辺に立地する公共施設の再配置についての方針を位置付けています。

(5) 中町第2－2地区周辺整備事業整備方針（平成26(2014)年12月）

「第3の場所づくり —サードプレイス—」を創出するため、「図書機能・科学機能を核とした複合施設の新設」、「魅力ある民間機能の誘導」、「誰もが使いやすいバスセンター」、「アクセス性を高める自動車・自転車等駐車場」、「まちの利便性が高まる大型バススペース」、「訪れる人にやさしい歩行者空間」が整備コンセプトとして位置付けています。

(6) 厚木市公共施設最適化基本計画（平成27(2015)年3月）

持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次世代へと引き継ぐため、公共施設等を市民共有の財産として捉え、公共施設等のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを定めています。

(7) 厚木市図書館基本構想（平成29(2017)年4月）

「市民の学び、楽しみに役立つ情報拠点施設」を基本理念とし、知（市民の生涯にわたる自主的な学習の支え）・発見（市民の生活に関わる課題の解決）・豊かさ（市民の文化的で豊かな生活の支え）・実り（家庭教育や学校教育を支援）・歴史（郷土に関する情報の発信）・出会い（新たな発見、交流）を整備における方針として位置付けています。

(8) (仮称)こども未来館基本構想（平成29(2017)年11月）

「子どもたちの未来へのチカラをみんなで育て、伸ばしていく、コミュニティプレイスの創造」を実現するため、活動づくり（子どもたちの自発的な学びと好奇心を育む体験メニューの提供）・魅力づくり（厚木の自然、市内企業・大学との連携等、厚木ならではの展示）・環境づくり（様々な人々が日常利用できる施設整備）を軸とした整備方針を位置付けています。

(9) 厚木市新庁舎整備基本構想（平成 30(2018)年 9月）

「安心・安全を支え、様々な機能と融合した居心地の良い庁舎」を目指し、「安心・安全を支える拠点づくり」、「市民サービスの向上・事務作業の効率化」、「市民の皆様に親しまれる庁舎」、「人と環境に優しい庁舎」、「将来の変化への柔軟な対応」、「持続力あるまちのにぎわいのけん引」を整備における基本方針として位置付けています。

3 関連計画

(1) 都市再生特別措置法 - 都市再生緊急整備地域の指定（平成 16(2004)年 5月）

本厚木駅周辺地区における厚木バスセンター周辺地区が都市再生緊急整備地域内に含まれており、安心、安全でにぎわいのある複合市街地の形成や交通拠点機能の強化が位置付けられています。

(2) 厚木都市計画都市再開発の方針（平成 21(2009)年 9月）

本厚木駅北側地区(約 135ha)が一号地区に該当するため、県央の中心拠点として、都市機能の拡充・商業、業務機能の核となる整備方針が位置付けられています。

(3) 厚木市景観計画（平成 22(2010)年 3月）

市街地における景観形成の方針として、建築等におけるデザイン意識の向上、魅力ある歩行者空間の確保、シンボル景観の活用を位置付けています。

(4) 厚木市公共建築物の長期維持管理計画基本方針（平成 23(2011)年 10月）

市有公共建築物の現状と課題を分析し、長期的な視点から施設の整備や改修、維持管理、施設の長寿命化を進めるための取組方針を策定しています。その取組の中で、大規模施設、長期的な行政需要が見込める施設、用途変更による有効活用が可能な施設等の主要な新築施設の耐用年数については、日本建築学会水準の「長期」レベルである 100 年を目標とすることが位置付けられています。

(5) 厚木市公共施設における木材の利用の促進に関する方針（平成 26(2014)年 3月）

公共施設整備にあたっては、可能な限り木材を利用した方法を採用し、市産木材又は県産木材の使用に努めることを位置付けています。

(6) あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画（平成 26(2014)年 3月）

「市民一人一人が自然の恵みと安心のある暮らしを実感できる持続可能な都市」を目標に、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー利用の効率化及びエネルギーの効果的利用を位置付けています。

(7) 本厚木駅周辺地域 都市再生安全確保計画（平成 28(2016)年 3月）

本厚木駅周辺地域における災害時の課題に対し、一時滞在施設の確保、非常用電源の確保、備蓄品の確保等を位置付けています。

(8) 厚木市地域防災計画（平成 28(2016)年 3月）

「市域の総合的、計画的な防災行政の推進」、「地域防災の確立」、「市民の生命、身体、財産の保護」、「社会秩序の維持」及び「公共の福祉の確立」を目的に「地震災害対策」、「風水害等対策」を定めています。

(9) 厚木市商業まちづくり計画（平成 29(2017)年 3月）

「人が自然に集まるような温かみのあるまち」の実現を目指し、「中心市街地の整備・開発等との連携」を基本方針として定めています。その施策として、中町第2—2地区周辺整備事業との連携を位置付けています。

(10) 厚木市地球温暖化対策実行計画（平成 29(2017)年 3月）

公共施設のハード面に係る取組として、「再生可能エネルギー導入ガイドラインに則り、新築・大規模改修時に計画段階で再生可能エネルギー導入を検討」、「CASBEE、CASBEE かながわの上位ランクに適合した施設整備」、「公共施設の新設、回収におけるLED 照明の導入」、「エネルギー多量使用施設における省エネ診断の実施」、「空調、給湯、照明の入替えの際に、省エネ設備を導入」、「空調等新設や更新の際に適正な規模及び能力のものを導入するよう検討」を掲げています。

(11) 第8次厚木市道路整備三箇年計画(平成 30(2018)年 3月)

中町第2—2地区の整備事業の進捗に合わせ、面的エリアに接する区間の整備を進め、厚木バスセンターを含めた駅周辺の交通の円滑化を図る中町北停車場線等の道路整備計画を位置付けています。

※関連計画追加予定